

平成25年3月 川棚町議会定例会会議録 (第4日目)

平成25年3月11日月曜日（午前10時開会）

出席議員（16人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

- 日程第 1 議案第 25 号 平成 2 5 年度川棚町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 26 号 平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 27 号 平成 2 5 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 28 号 平成 2 5 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 29 号 平成 2 5 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 30 号 平成 2 5 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 31 号 平成 2 5 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 32 号 平成 2 5 年度川棚町水道事業会計予算

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

議 長 これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」から、日程第8、議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題と致します。

お諮りします。ただいま議題としております平成25年度各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し十分な審査を行っていただき、本定例会の最終日までに審査報告書を提出願うことにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって平成25年度各会計予算については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定を致しました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

予算審査特別委員会の委員に議長を除く議員全員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した議員を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

特別委員会の委員長及び副委員長の専任については、委員会条例第8条第2項の規定のより、それぞれ一人を委員会において互選することになっております。この後、休憩を致しますので、委員会を開いていただき、正副委員長の互選をいただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長

から議長まで報告を願います。ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 予算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告を致します。

委員長に村井達己委員、副委員長に小田成実委員、以上のとおりであります。この後、予算審査特別委員会を開いていただくため、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ただいま予算審査特別委員長より提出されました予算審査特別委員会に付託します付託区分については、お手元に配布しております平成25年度各会計予算審査付託区分表のとおりであります。

議 長 これから質疑を行います。議事整理上、会計を分けて質疑を行います。初めに平成25年度川棚町一般会計予算に対する質疑を行います。

まず歳入について行います。1款町税から、12款使用料及び手数料までの質疑を行います。12ページから49ページまでです。

15番山口 14、15ページになろうかと思いますが、法人税収入の見込みが前年度比620万円と、率にすれば12から13%弱じゃないかと思えます。非常に大きな落ち込みかと考えられますが、この620万、12、3%の落ち込みの見込みというのは、どういう点からこういうふうな見込みをされたのかお尋ねします。

税務課長 法人税の収入につきましては、ご質問がございましたのでお答え致します。

ご指摘のとおり、今年につきましては減少致しておりますが、先の企画財政課長の説明のとおりでございまして、今年度は前年度の実績と直近の決算

見込みを元にこの額を計上致したところでございますが、その内訳につきましては、町内主要企業等の業績が24年度減少致しております。その分につきましてはの決算の状況を見まして、この額を計上したものでございます。以上です。

14番久保田 12、13ページですけれども、町税の個人の分なんですね。普通徴収が去年よりも181人増えて、給与特別徴収分が68人減っているんですね。普通徴収というのは、窓口に持ってくる人が増えているということでしょうか、この減少というのはどういうことなんでしょうか、お尋ねします。

税務課長 町民税の動向についてのご質問だと思いますが、特別徴収あるいは普通徴収の区分につきましては、現在、特別徴収についてをお願いを各事業所、企業さんにもお願いを致しておりますが、その部分につきましては、従来からの徴収のことも含めまして、特別徴収に移行していただきますようお願いをしておりますが、この部分につきましては町内の事業所、各企業さんとの対応となりますので、そのバランスにつきましては年度間でも少しずつのずれがあるわけでございますが、今年度の分につきましては計上致していますようなかたちでの徴収をお願いをするようなかたちでしております。以上です。

8番波戸 予算書の18、19ページのところなんですけど、入湯税のところの説明の中で長崎国体のリハーサル大会の効果を見込みとありましたが、どの程度を見込まれて同額とされたのでしょうか。

税務課長 本件につきましては、今年このように長崎国体のリハーサル大会として社会人の大会が開かれる予定でございます。そのことにつきましては、町長の施政方針の中でも触れられておりましたが、そのようなことで、その大会の効果があることを期待致しまして計上を致しておりますが、実際の入場者数という部分につきましては、税の算出上につきましては、具体的な数字は考えておりません。

14番久保田 地方交付税のことでお尋ねします。34、35ページですけど、どこに当てはまるかがちょっと分からないので、ページが65の県の支出金の中から妊婦健診の検査支援事業とか、子宮頸がんなどワクチン接種の分とか、自殺対策推進事業とかが地方交付税の方に移されたというふうに思っ

いるんですけども、この説明書の中にも書いてあったと思うんですけども、その地方交付税の中のどこに入るのか、減収補てん特定交付金というのを見ればですね、先程の妊婦とか子宮頸がんとか自殺対策を合わせても足りませんので、どこに入るのか、それとここの中から自殺対策推進事業費というのが、説明の中で消えているのか、今県内で年に400人ぐらいの自殺者がいらっしやる中で、どうしてこれを外したのか、そこを尋ねたいと思います。

企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、地方交付税に算入されるものに関しましては、普通交付税に参入されます。その数字については、予防接種を受ける対象となるべき人数の人口等に基づいての算出となりますので、これからの算出というかたちで反映をされます。それで、一番大きいものにつきましてはですね、特定扶養控除等の税法の改正がありまして、地方税もその分伸びておる訳ですね。個人町民税の伸びに基づいてカバーされるということです、新たな交付金が発生するというわけではないわけです。もう一つは、普通交付税に反映されるということでの裏付けとなっておるところでございます。以上です。

健康推進課長 自殺対策補助に関することということでしたけれども、自殺関係につきましては、昨年度パンフレットを購入した分の補助金ということになっておりますので、25年度につきましてはパンフレットの購入はしないということでございます。なお、それ以外の補助金を使わなくても事業というのはできる分がありますので、その分については25年度についても継続していくということに致しております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

14番久保田 もう一点尋ねます。18、19ページのたばこ税のところですけども、年間の本数は減っているので健康志向だと思うんですけども、この千分の税率のところは昨年と比べて高くなっているのはなぜですか。

税 務 課 長 ご指摘のとおり、本数につきましては従来より減少傾向でございます。その中で、このようなかたちで今回計上致しましたのは、平成25年4月から施行されました平成24年3月分の税制改正におきまして、県から町への税源移譲があっております。この分につきましては、旧3級品を除く分、千本につきまして644円、旧3級品について千本について305円、それぞれその分につきましてが県から町への税源の移譲分でございます。そ

れを見込みまして、この額を計上致しております。以上です。

議 長 次に移ります。13款国庫支出金から20款町債までの質疑を行います。50ページから95ページまでです。

15番山口 予算書の77ページでございます。これの2項1目の不動産売払収入4,500万円というかたちで計上されておりますが、これは町有財産か何か売り払う予定で上げられているのか、もしそういう予定であればどこを売却予定なのか、説明をお願いします。

企画財政課長 ただいまのご質問にお答え致します。77ページ、2項1目不動産売払収入4,500万円の計上でございます。町有地につきましては、遊休地を売却を進めるという考えを持っておりまして、町内4箇所土地についての見積もりをはじいておるところでございます。小音琴1箇所、百津2箇所、白石1箇所でございます。以上でございます。

14番久保田 65ページです。県支出金の中の衛生費県補助金です。金額はわずかですけど、問題があると思ひましてお尋ねします。

長崎県フッ化物うがい事業補助金28万7千円なんですけども、長崎新聞によると、県は保育所、幼稚園、小学校の100%実施を目指すということでフッ素うがいを実施するということです。歯科医師会によってはですね、フッ素うがいは大変虫歯予防にも良いということですが、このフッ化ナトリウムという劇薬、これは劇薬なんです。それでこういうのをうがいがうまくできない、飲み込むかも知れない子ども達に100%目指すということに問題はないかということと、それからWTOのレポートの中にもですね、6歳未満の子どもには禁止であると、そういうふうに使わない方が良いというふうにレポートも出されております。それでこれは100%を目指すということは、希望しない親にも強制されるのか、それとも受けたくない、うがいを私の子どもにはさせたくないと言われれば、その要望は聞き入れられるのかお尋ねします。

健康推進課長 65ページの衛生費県補助金、長崎県フッ化物洗口事業補助金のことと思いますが、まず長崎県内の乳幼児、小学校の児童についてはですね、全国において虫歯が多いという統計が出ているということで、県の方から資料提供がっております。そこで、県内全ての、いわゆる幼稚園、保育園、それは認可、無認可も一緒にはなるかと思いますが、それと小学校を対

象としてフッ化物の洗口ができることを目指すということになっております。ですから全ての方にさせるということではなくて、機会を増やすということになっております。議員ご発言のように、劇薬ということにも指定はされております。しかし希釈をしてですね、歯科医師または歯科衛生士の指導により希釈をして実施をするということで計画をされているところでございます。川棚町につきましては、まだ歳出の分が別にあると思いますが、小学校はまだ25年度は実施をしない。ただ保護者に説明等の会議を開くということにはなっております。一部幼稚園、保育園についてはですね、本年度から実施をするということで検討をされているところがあります。よって、この補助というのを歳入また歳出の方にもありますが、計上したというところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 1 番 小 田 76、77ページのところの、先程山口議員が質問されました土地売却収入のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、白石に一箇所と言われましたけれども、これは白石の旧保育所跡のことであるかというふうなことと、その旧白石保育所跡地だったら、あの土地がですね、地元の東白石コミセンから駐車場を少し確保してくれというふうな要望も上がっているかと思っておりますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、白石保育所跡地を予定をしておるところでございます。それでもう一つ加えて申しますと、ただいまのご質問の後のほうですが、東白石の方から駐車場の確保についてのご相談を受け、先日まちづくり懇談会を実施し、住民の方たちの意向、考え等も確認をしたところでございます。それに基づきまして、うちの対応を今後決めていくわけですが、この執行についてはですね、その点も踏まえて検討していきたいということで今考えておるところでございます。以上です。

2 番 竹 村 ここで聞いていいものかどうか分からないままですが、今の課長の説明の中で、白石の保育所跡地の取り扱いについての発言があったのでちょっと尋ねたいと思いますが、私が思うに、これ売り払いというのは、売り払ったことについては町全体の利益につながるというふうに考えますが、その一部の地域のために使うということになれば、全体の町民にとっては、これは不利益につながるという側面がございます。また他の地域との整合性

ということでも、やはり首をかしげざるを得ないという面があるかと思いますが、十分そこらを配慮の上で判断をされるようにと、また、これが議会に出てくる機会には、その協議の結果次第で、また質問をしたいと思いますが、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

企画財政課長 企画財政課が所管をしております、財政的な面から申し上げます、当然、行政改革の方向としては遊休財産を売り払うという方向では検討をしておるところでございます。また、その地域の方にどういう対応ができるのかというのは、まだ具体的には方策を定めておりませんが、できる範囲での検討というかたちになりますので、どのような方法で答えていくかというのは今後のことでございますので、その点は今のご質問、ご意見を踏まえたところでの検討をしていきたいと思っております。早急に今すぐですね、どうこうというところまではできないのではないかと考えておるところでございます。

議 長 次に歳出に移ります。1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。96ページから127ページまでです。

1 番 村 井 103ページ。光ブロードバンド基盤整備事業費、今回も工事請負費で950万円上がっておりますけれども、これはこの順調に推移をしているのかどうか、後何年か後の見通し等も含めてお答えいただきたいと思っております。

企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、今年も24年度も増額補正をお願いし、工事は進んでおるわけですし、今回、NTTの方も個別のセールス等も展開するというところでの見込み計上となっております。順調に伸ばしていくものだと思っておりますが、何分にも工事費が金額的には料金回収ではですね、すぐには賄いきれない状態はありまして、単年度黒字化を24年度に見込んでおったわけですが、26年度までぐらいにずれ込むのではないかと考えておりますが、工事件数が伸び、契約件数が伸びていけば、後安定的な運営になっていこうかと思っております。累計での黒字化も見込みからしますと、若干後ろの方にずれのではないかと予測はしておりますが、今後の契約件数の伸び、また転出等、キャンセル等が発生する状況も予測はされるわけですが、地域が拡大し利便性を訴えていけば伸びていくのではないかと考えておるところでございます。以上です。

4 番 堀 田 105ページの企業誘致推進費に42万8千円上げてあるわけですが、この前の町長の答弁ではですね、企業の方に熱心に取り組むということでございました。しかし、この金額ではですね、例えば東京、大阪あたりに出張あたりで行ったときに2泊3日ぐらいでは、たぶん用事は済まないと思うんですね。そうするとやっぱり一週間ぐらいの滞在あたりをして一生懸命にがんばってもらわないと、なかなかいかないと思います。そういう中でちょっと金額的に少ないんじゃないかと思うんですけど、そのへんはどうでしょうか。

産業振興課長 この予算については、私の方が計上しましたので、産業振興の方で説明したいと思いますが、4月から新しく企業誘致専任ということで、2名が配置をされるわけです。予算がこれだけということで、設置したということに対してどうなのかという質問だと思いますけど、企業誘致については、まず先程一般質問等でも答えていましたように、とにかく今の課題について、まず検討をしようということで考えています。町の所有となる土地がない、そういったことからまず検討を加えていくということを考えていますので、まずそういった弱点と言いますか、そういったことを一つずつ潰していって、最後にセールスをかけていく、きちんとした売れるという所がはっきりした時点で、さらにそれについてセールスをかけていくということで考えています。ただ、新しくなりましたので、そういったことが着実に決定していく中では、補正などの対応もあるかと思えます。以上です。

1 5 番 山 口 103ページ。生きいきタクシー助成事業費1,678万7千円でございますが、これは昨年度からずっと検討されてきました、いわゆる新公共交通システム、これに代わるものだろうというように考えているわけですが、これは具体的にどういうふうなかたちで実施されるのかですね、そして町長の25年の施政方針の中でですね、いわゆる公共交通システムを補完する制度だと捉えておると、そうすればこのタクシー事業で全部終わるのか、それとも新たな、これは暫定的なかたちで実施して、その中の検証次第では、さらに新しい公共交通システムを考えていこうと考えておられるのかですね、その点をお尋ねします。

企画財政課長 ただいまのご質問でございます。103ページ、生きいきタクシー助成事業費1,678万7千円の件でございますが、事業の概要と致しま

しては、住民の方、特に高齢者の方ですが、想定しておりますのは75歳以上となる方を対象、当該年度に75歳以上となる方を対象にし、なおかつ町民税非課税者及び均等割のみ課税された方ですね、全体の80%を見込んでおるところでございます。その80%の中で申請率90%、利用率90%という見込みを立てまして、交付の規模を予算化したところでございます。交付の経費と致しましては、一回あたりの利用券の金額を450円と想定しております。これは事業所との協議をする中で、若干変わる可能性はないとは言えませんが、想定としましては450円の24枚分、一年間で1万800円を想定しているところでございます。それに要する事業費等を計上しておるところでございます。先程の後の質問でございますが、この新公共交通システムの確立に向けて23年度から動いてきたわけですが、車両を動かす制度と致しましては断念をし、次の施策というかたちで動いてきておるところでございます。町長が一般質問の折も助成制度は考えられるということも申してきておったところございまして、今現在、川棚町ができ得る範囲での施策としまして、この制度を確立したところでございます。新公共交通システム等の兼ね合いといいますのは、まだ生活交通維持対策協議会という協議会はありまして、今後の公共交通バス、既存のバス路線等の状況が変化を致しますと、その情報をすばやく分析し、協議し、次の施策をとるべきことが必要となれば、それを進めていくと。また、今回発足します制度につきましても、住民に喜ばれる制度になるべく調査研究もすべきだろうというふうに考えておるところでございます。以上です。

1 5 番 山 口 関連でよろしいでしょうか、そうすればですね今回の活きいきタクシー助成事業というのは、まず限定なんですね。75歳以上ですと、それからいわゆる町民税の賦課の状況、そういうふうなある程度限定された中での実施になってしまっていると思うんですよね。本来のスタートであった新公共交通システムというんですか、この考え方から言えばですね、交通弱者、これを何とか救済できないかという考えに立ってスタートしたものだと私は考えております。そうすれば今回、これでいけばですね75歳以上なければだめなんですよ、それ以外の例えば子どもであるとか、それとか運転免許証を持たない方、そういう方は何ら恩恵は無いわけです。やはり元々のスタートである公共交通システムからいけば、当然そこにですね交通弱者を

何とかできないかという発想もあったと思うんです。それが全く消えてしまっていると、端的に言えば子ども達が、いわゆる学校に行くのに非常に不便になると、そういったところのいわゆる朝ちょっとした従来のスタイルです、スクールバスのようなかたちの運行があれば、子ども達も家庭も非常に助かるとか、そういった面も考えられたと。75歳未満の方で運転免許を持たないと、そういった方がそう簡単には全く救済できていなかったという点で考えればですね、もっとこれはですね、そういった部分も解消するような方策、いわゆる今回、今現在説明を受けたですね、75歳以上で町民税とか均等割とか、そういった限定をされたかたちになっているんじゃないかと、だからそういったところをもう一回検討していくようなことはあり得ないのかお尋ねしたいと思います。

企画財政課長 ただいまのご質問並びに確認の件でございますが、確かに内部の会議においてもそのような問題は当然議論となり、検討すべきというところはあったわけですが、バス路線の廃止またはそれに十分対応することがどうなのかという点とかもありまして、財政的な問題等も踏まえたところでの25年度スタートにつきましては、このようなかたちでさせていただくと、それで後々内容等についてはですね、今後研究をさせていただくというところでの判断をしておるところでございます。以上です。

14番久保田 関連してお尋ねします。今の生きいきタクシー助成事業費の中で、先程の説明の中でですね、事業者との話し合いをこれからもしていくとおっしゃった分は、たぶんその初乗り500円のところの今事業者が行っているサービスの50円の割引のところだと思うんですけども、A事業者、B事業者ありますけれども、A事業者は老人会に入っていないなくてもサービスが受けられます。B事業者の方には老人会に入っていないなければ、1割の減額はありませぬというふうに町民の方々は思っているんじゃないかと。そしてですね、今タクシー業界も厳しい状況にあるときにですね、その事業者が行っているサービスに町が乗っかるんじゃないかと、初乗りは500円で計算するというふうにするのが妥当じゃないかと私は思いますがお尋ねします。

企画財政課長 ただいまのご質問等には、当然その事業者がですね、今努力をされてそういう展開をされているのを尊重し、どのようにするかというのは今後のこととしまして、また予算規模としましてひとまず想定をしてお

りますのが、450円というかたちでの提示をしておるわけですが、これが500円というかたちになるという可能性もあるということで踏まえて、それは柔軟に対応していくべきだというふうに判断をしておるところでございます。以上です。

1 1 番小田 114ページ、115ページの地域支え合い事業についてお尋ね致します。この見守りネットワークの体制の整備を要援護者の情報収集と戸別避難計画などの作成を段階的に進めるというふうにご説明を受けましたけれども、具体的にどのような方法で、どういう段階で進められるのかお尋ね致します。

住民福祉課長 ただいまのご質問にお答えを致します。この件に関しましては、町長からも見守りネットワークに関しては、施政方針の中で説明があったかと思いますが、まず去年の4月ですか、条例を制定させていただきました。その折にはまだ詳しく説明はしておりませんでしたけれども、総代会等でまず説明を加えまして、それから民協、こういったところでも説明をまいりました。年明けましてから、ある程度準備が整ったところでございます。準備といいますのは、まずこちらの職員の体制、地域を戸別訪問をする専門の職員を配置を致しました。それから台帳となるべき土台、これを整備致しました。そして現在では、3地区に対しましてモデル地区を作ることにしておりましたので、3地区にお願いを致しております。そこで、やっとう準備が整いましたものですから、直近に最初のところにお伺いを致しまして、これから現地周り、いわゆる戸別訪問をしながら進めてまいるといふことに致しております。今現段階では、見守りネットワークの実施マニュアル、これを作成を致しております。それから訪問にあたっては、別途、川棚町見守りネットワークという、こういったチラシを作りまして開始していく地域ごとに全世帯配布する予定と致しております。具体的な内容については、このマニュアルに沿って作っておりますが、これについては詳しくここで言えるかどうか何ですが、これについては地区に説明に入ります前にお配りをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

1 1 番小田 関連なんですけれども、マニュアル、私も担当部署から見せていただいたんですけども、内容が非常に難しくて分かりにくいようなマニュアルでしたので、それはあの今作ってあるマニュアルであるのか、あるいは

新たに地域住民にも分かりやすいようなマニュアルを作られておられるのかというのと、もう一つ、確認のためにですね、要援護者の定義というのをお聞かせいただきたいと思います。見守りネットワーク、特に地区を上げて対応しなければいけないというふうなことがありますので、その線引きですね、どのように行政は考えておられるのかというのをお尋ね致します。

住民福祉課長 まず住民に分かりやすいような資料ということですが、今おっしゃいましたように、このマニュアルは全て文字で書いておりますので、おそらく分かりにくいだろうという判断を致しております。そこで作業に入ります前に挿絵入りの、ここに持ってきておりますが、こういった分かりやすいような資料をお配りしようと思っております。これは、ほとんど漫画チックでございますので、見られたら分かれるというふうに思っております。

それから要援護者の定義ということですが、まず一人世帯ですね、それから災害時に非常に避難をしきれない方、それから障害者の方、こういったことになってこようかと思いますが、その他には妊産婦の方、乳幼児、それから日本語に不慣れな在住外国人、こういった方々で、線が引けるのかどうかというところも疑問でございますので、そのような対象になる方々につきましては関係団体等にお尋ねをしながら作り上げていきたいというふうに考えを致しております。以上でございます。

1 4 番久保田 2つお尋ねします。98、99のところですか。総務費の中に一般管理費というのがあります。私は前回の定例会の時に一般質問もしましたように、一般管理費の中に、今度の新人さんの研修費が含まれているのか、含まれているとしたらどういう内容でやられようとしているのか。もう一つは124、125の衛生費の中ですね、5目の環境衛生費の中で火葬場の施設費がですね、昨年としたら1,343万1千円プラスになっております。ここの大きく増えた理由は何でしょうか。

総務課長 98、99ページの一般管理費での新人職員の研修はということでございます。自衛隊での体験入隊のことをおっしゃっているのかなと思います。そのようにすることで考えております。

住民福祉課長 火葬場施設費の増額の件でございますが、火葬場の炉の改修を予定されておりますので、その費用について繰り出すものでございます。その分が増えております。以上です。

4 番 堀 田 117ページのですね、節の方の7項目の育成医療給付費と、それから123ページの5の方の未熟児養育事業、こういったものはたぶん新規事業だと思いますので、ちょっと分かりませんので説明をお願いしたいと思います。

住民福祉課長 117ページの育成医療費でございますが、新規事業でございます。元々県の事業でございますが、これは権限移譲でございます。まずこの医療の対象者でございますが、18歳未満で身体の障害のある事業に対し、生活能力を得るために必要医療に対する助成を行うという制度でございます。自己負担分の助成を行うものでございます。

123ページの未熟児養育事業でございますが、これも元々県の事業でございます。未熟児いわゆる2,000g未満を出生したときに要する費用でございます。これも自己負担分を助成する制度でございます。以上でございます。

1 5 番 山 口 二点お尋ね致します。まず101ページ、国際化推進事業費121万1千円ということで、この予算が説明の中で中国人の受け入れ、中国からの生徒受け入れを行うよう、その経費を見込んだと説明を受けたわけですが、今のここ中国の生徒の受け入れというのは、ここ何年か行われていないと思います。本町からは中国の瀋陽には、中学生の派遣は事業として行われていると、じゃ今のちょっと中国と日本の関係が若干思わしくないと、いくらか改善しつつあるんだろうと思いますが、そういう中で実現の可能性がどの程度あるのかと、どの程度見込まれているのか、そして受け入れの事業であればですね、中国の生徒が何名ぐらいで何日間ぐらい、どのようなかたちで受け入れようとされているのかですね、その点をまず一点をお尋ねしたいと。

あと二点目でございますが、117ページです。老人福祉費の749万4千円、これ全てじゃないと思いますが、この中にすこやか長寿券、これを65歳以上の方には配布しますよと、24年度に引き続きですね。そしたらこの24年度ですね65歳以上の方にすこやか長寿券、おそらくしおさいの湯の無料券だろうと思っておりますが、これの利用率がどれぐらいなのかですね、実際にこの事業をやってどれぐらいの効果が上がっているのか、当然、事業をしたのであればですね、利用率その他というのは当然把握されていて、非

常に好評であるから新年度も継続するんだと、そういうふうに判断せざるを得ないわけですが、そういった点はどうか二点だけお尋ね致します。

企画財政課長 ただ今の山口議員のご質問でございますが、一点目でございます。101ページの国際化推進事業費121万1千円に關してのことでございますが、これまでの受け入れの実績につきましては、21年度から実施する予定でしたが、そこがインフルエンザ関係で頓挫しましたが、22年度に受け入れを一度しておる実績を持っておるところでございます。向こうとのやりとりの中で、ぜひとも日本に伺いたいという意向がありまして、25年度受け入れをする予定で、この予算を組んでおるところでございます。生徒6名、引率2名を想定しておるところでございます。日数的には5日間程度の組み立てになろうかと思っておるところでございます。可能性として、今質問がありましたが、この予算措置をする上では100%と思っておりますが、何分相手がおられますので、またどのような反応をされるかというところは若干気に揉むところもありますが、今後連絡を取り合い実施に向けて努力していきたいと思っておるところでございます。以上です。

住民福祉課長 すこやか長寿券の利用率等のご質問でございますが、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんが、記憶で申し訳ありません。20数パーセントの利用率でございます。効果等については、特に調査しておりません。お答えしようがございませんのでご了承いただきたいと思います。

8 番 波 戸 今の関連で質問致します。国際事業費で、今回は中国からの受け入れということなんですが、今までは川中の生徒が中国の方に行っていたんですけれども、予算的にほぼ同額ですので、今年の本町の中学生が中国に行く研修はないのかということですね、すこやか長寿券と4款衛生費の1項4目の健康推進費の中のしおさいの湯健康いきいき利用券交付事業というのが、新規で仮称でありますけれども、これとのしおさいの湯の利用券の違いを説明願います。

企画財政課長 ただいまのご質問でございます。国際化推進事業費の内容でございますが、25年度におきましては受け入れのみの実施と計画しておりまして、派遣については予定をしておりません。以上です。

健康推進課長 いきいき長寿券と健康増進関係の分でのしおさいの湯の健康いきいき利用券の違いということでございますが、まず長寿関係の分につき

ましては高齢者のみにご本人さんに交付をしているというところでございます。それと今年度、25年度新規に事業を計画致しております、しおさいの湯健康いきいき利用券交付という分につきましては、一世帯あたり5枚を交付をしようとしておる分でございます。この趣旨につきましては、町民の健康保持と町民相互のふれあいを図るということを目的に致しております。今高齢者対象ではありますが、介護保険事業の中でしおさいの湯の利用を致しております。その方々が、しおさいの湯のプールを活用することによって、医療費、いわゆる医療施設に係る分が減ってきたという状況もあっておりますので、そういうことで25年度計画をしようというところでございます。以上でございます。

1 4 番久保田 117ページの養護老人保護措置費の中のですね、説明の中で施設内で実施している介護保険事業の給付費収入を施設経費に充当することとしたためとありますが、ひさご荘の中に5床がショートステイとして充てられていた、それが介護保険事業の中で利用することができたということでしょうか。そしたらそこで利用する町内の被保険者が、川棚町内の人が利用したときに川棚町に入ってくるというふうに解釈して良いのでしょうか。

健康推進課長 ひさご荘に5床設置している分につきましては、介護保険関係の分で費用として賄っておる分があります。実績としては手元にはありませんが、最近ではお一人の方が生活を慣らすためにということでの入所ということで、一回あっております。14日程度ということで計画を致しておりますが、当然、本町の方であれば、本町の被保険者であれば当然本町が支出をするということになります。5床あるうちに全て満床になるということは、今のところあっておりません。以上です。

1 1 番小田 126、127ページ。公害対策費の件で質問致します。台風とか大雨などによって、海岸に大量の漂着ごみが打ち上げられる清掃費用として計上をしておられますけれども、この海岸というのは、どこの海岸を想定されているのかということをお尋ねします。

住民福祉課長 お答え致します。川棚町の海岸線には、港湾に面するところ、漁港に面するところ、こういったところについては護岸が切り立っておりますので、こういったところについては、すいません、切り立っておりませんね。所管が建設課でございますので、そちらの方の対応となります。

衛生費、公害対策費で計画しております海岸の清掃については、いわゆる護岸工事をしていないところ、町内で言いますと数石海岸、それから三越です、海幸さんの下あたり、それから小串の塩床海岸、それから大崎、こういったところを予定を致しております。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

それでは区切りがいいので休憩致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、5款労働費から8款土木費までの質疑を行います。128ページから149ページまでです。

1 2 番田口 129ページです。労働費の中の着地型施設利用プラン造成支援事業費というものは、新しい事業だと思しますので、どのような事業内容なのかという、その内容をお聞き致します。特に着地型という言葉の意味が分からないんですけれども、説明資料の前後関係を見ると、例えば地域密着型とかいうふうな感じのことなのかと思います、普通、着地というと地面に着くという意味だと思うんですね、もし地域密着型というふうな意味であれば、あまり適当な言葉ではないんじゃないかという感じもしますので、そのことを含めて内容の説明をお願い致します。

産業振興課長 それでは私の方からお答えしたいと思います。

この着地型施設利用プラン造成支援事業なんです、国の緊急雇用創出事業の特例基金の事業でして、いわゆる観光協会が行う事業に対して、町が委託し、係る経費についてはうちの方が、県の雇用促進に関する補助金を受けてそのまま契約をするというかたちになっております。着地型なんです、着地型というのは、いわゆる素通りの観光でなくて、そこに留まって観光するという意味で、これは一般的に観光というか、そういうところでは使われている用語なんですけど、いわゆる宿泊が伴うというか、そういったかたちの観光を目指すということです。内容ですが、金曜日にも企画財政課長の15ページでも説明がありましたように、スポーツレクリエーションをテーマ

に平成23年度からスポーツ交流人口拡大確立支援事業ということで行っております。スポーツ合宿の推進とかですね、そういったやつを行っておりますが、その中でですね、利用人数が今年見込めるであろうというところの的を絞って、定着と拡大を図るということで計画をしてあります。その他に、昨年、和牛能力共進会でですね、和牛が日本一になったということで、その長崎和牛のですね、施設利用促進と言いますか、そういったことも目的としたバーベキューのイベントとかをですね、観光協会で企画されていますので、そういうことをして施設利用拡大を図っていく、それで交流人口を図っていくということを計画しております。

事業の主な内容ですが、スポーツで言えば今回から観光協会の方でウエイクボード、昨年ですね、プレと言いますかやっているんですけど、そういったウエイクボードの大会、九州大会ですけど、その実施等を本格的にやるということですね。それと従来からのスポーツ合宿の誘致、それとフットサルイベント等を開催するという計画をしております。それから今、やっておりまして結構人気が高いグランドゴルフ大会ですね、そういったのを拡充支援、それからノルディックウォーキングということで、今度の3月17日に行いますが、そういった体験教室の開催、それと和牛のバーベキューイベントということで開催をするということになります。これは緊急雇用の事業ですので、その半分以上は雇用、そういったスタッフの雇用と合わせて実施するということになります。以上です。

5 番 三 岳 133ページ。イノシシの緊急対策事業ということで、今年度もワイヤーメッシュのですね設置ということで、上組、中山地区ですね、それと捕獲に対する助成というか、補助と言いますか、そういったものが上がっているわけですが、例えばですね、木場地区などは谷がいくつもあるわけですね、そこで総延長がですね相当な距離になるということで、なかなかまとまらないという話がありまして、例えばこれが2、3戸とかですね、谷毎にですね助成ができないかどうかですね、そこはたぶん去年の決算のときに私がお尋ねをしたと思うんですが、そういった幅を広げてもらうということができるかどうかですね、再度お尋ねをしたいと思います。

産業振興課長 イノシシの緊急特別対策事業なんですけど、要は要件が3戸以上あるところがまとまればできるということで、木場もですね、一部の地区を

この事業で、奥の方の北側の方なんですけど、そこを一応やられてますんで、基本的にはですね地域全体をまとめてやられた方が、こちらとしても効果的ですんで、できたらそういったかたちでやっていただきたいんですが、ただ先程言われたように、木場みたいにそれぞれ谷があってということであればですね、そういったことで3戸以上の受益があって、そのところでまとまれば、そういったところは事業にのせるということが可能だということと考えております。以上です。

5 番 三 岳 例えばですね、当初の予算に上がってなくて、そういった地区でまとまってやりたいということになれば、補正等で対応していただけるということで捉えてよろしいですか。

産業振興課長 この事業は国から県の事業でして、今これにのせるため、今資材費は見ますよ、設置については地元でお願いしますよという事業なんですけど、これについてはですね、もう既に25年度の分については要望を締め切っておりますので、途中でということではなくて年度でということと理解していただければと思います。

1 2 番 田 口 昨年12月の定例会で、肉の長崎和牛の販売促進にも力を入れるというふうなご答弁をいただいたというように思いますが、そのことは133ページのどっちに入っているのかなと思ひまして、133ページの特産品販売宣伝促進事業費というのがあります。その下に肉用牛経営安定対策事業費というのがありますので、その肉の販売促進ということはどちらに入っているのでしょうかということと、合わせて今の2つの事業の内容についての説明をお願い致します。

産業振興課長 まず和牛の販売促進といいますか、それについては上の特産品販売宣伝促進事業ということで対応していきたいと思ひます。特産品ということですので、和牛だけに留まらず、川棚町の他の小串トマト、アスパラとか、そういったものもですね、これで対応しようということとを考えております。

今回の予算の中に、先程言いました着地型施設利用プランの中にも和牛のイベントを行うということとを考えています。それとその他、後で商工費で出てくるんですが、観光物産振興事業費というのがありますが、これで一昨年、東京で町イチ！村イチ！ということと、そういった販売促進というかPR事

業をやっております。それにもそれを嚙ませていく、それからその下のですね観光物産情報発信確立事業というところで、そういったツイッターとか、フェイスブックとか、そういったやつを使いながら情報を発信していこうということで考えております。特産品の販売宣伝促進事業なんですけど、いわゆる川棚町の認定商品と言いますか、認定産品ということで、そういった要綱を作ってますね、そういった商品を限定して販売をしていこうということで考えております。その販売の時にシールとか、チラシ等を一緒に付けて販売をしてもらうということですね。それと今、独自化ではありませんが、小串トマトとか、今ドレッシングを開発しておりますが、そういった二次製品と言いますか、そういった開発とかですね、あと売りに行くという時の旅費とか、逆にこちらの方でそういった販売会というか、販売促進会を開くような経費を計上しております。

肉用牛経営安定対策事業というのは、これはですね肉用牛の生産振興ということで、診療所の経営にかかる助成金とかですね、あと、マルキン事業ということで、価格がちょっと安くなったときに補てんするような国の制度があるんですが、その基金の助成、それから牛を増頭しますよというときに、リース事業で買われた時の利子補給、そういったものを計上しております。以上です。

5 番 三 岳 145ページですね、4目の橋梁維持費であります。この中にですね、麻生瀬橋の長寿命化改修ということでですね、予算が上がっているわけですが、いわゆる町内にですね、町が管理致しますインフラと申しますか、これは道路で言えば町道、農道、林道、それに橋梁ですね、そういったものが建設課の所管では入ってくると思うんですが、他にもですね公共施設というのは、町内各地に点在をしております。そしてなおかつですね、いわゆる老朽化ということで、先般、笹子トンネルの事故がありましたけど、そういったことで国の施設においてもですね、相当老朽化が進んでその対策をということで、あの事故、それと東日本大震災の後のこういったインフラの点検と申しますか、そういったことがですね全国的に行われていると思います。そういった中で、その予算を計上されておりますが、他のインフラについてですね、その後調査をされて、今回予算的に上がってきたものが、ここに上がっている分だというふうに理解をしているわけですが、他のですね、

いわゆるインフラと言いますか、公共施設についてどのように調査をされて今後対応されるのか、例えば体育センターとかですね、体育館ですね、学校の施設については耐震化もできているし、なおかつ体育館についても現在最終段階に来ていると思いますが、それ以外の施設について、町長の方から指示をされて調査をされ、そして対応を検討されたのかですね、お尋ねしたいと思います。

建設課長にお尋ねしたいのは、この麻生瀬橋ということで上がっておりますが、建設課で所管をされております町道あたりですね、その他の橋梁についてもですね、調査をされて今回この分だけ上がったのかですね、実は、県道の嬉野川棚線というのがございます。岩屋橋と木場橋というのがあります、そこは今県道に昇格をしておりますので、県の方ですね調査をして、足場を組んでですね、補強工事といいますか、それをやっております。ということで、県はすぐ対応しているなという感想を持っておりましてですね、その他の橋梁以外にも建設課所管の中でそういったことを考えておられたら、それもお尋ねしたいと思います。

建設課長 建設課で現在管理しているものについては、道路、公園等が公共施設でございます。その中で道路維持費についてですが、今回、社会資本整備総合交付金事業でしているのは、麻生施橋の補修、修繕ですね、これが一つ工事請負として考えております。その他には委託料として、15m以下の橋梁についても交付金事業の対象ということで今年度からなりました。そういうことで今回、25年度の方で調査しようと、今度長寿命化を図るために修繕が必要なものは、この報告の中で上がってこようかと思っております。それで対応をしていきたいというふうに考えております。ただ今、年次的には具体的なものは言えませんが、財政の許される範囲内で補修は進めていきたいと考えております。

それと公共施設の関係をちょっと質問がございましたが、それぞれ管理者がおられるかと思っております。その中で対応していただけるんだろうと思っておりますが、その住宅等については現在長寿命化の修繕的なものを山道橋を皮切りに進めていくところでございます。

その他の分ということでお話がございましたが、川棚町の今の現在の道路関係でいきますと、橋梁が施設としてはそれしかないかなと、後はトンネル

等もございませんので、照明等も施設になりますが、これは付属品ということで随時壊れた状況で修理をしていきたいと思っております。

それと県道の関係はよかですかね。以上です。

3 番 福 田 労働費の中で129ページですね。着地型のところで、ちょっと課長と考え方が違うのかなと、着地型の観光ですね、これは発地型ということで、出発地、いろんなところに、温泉に行きますよ、何に行きますよというふうなもの、着地型としては来てくださいというふうなことで地元が自分のところをアピールしていくものだと私は理解しているんですよ。予算の中で人件費が半分以上だというふうなことだったんですけど、そういうふうにつまえて良いのか、他のところで着地型についてはどういうものをアピールしていけるのかなというのと、先程はノルディックウォーキング、グランドゴルフ大会、そういったものを誘致して、お客として見込まれているところに働きかけていけるようなことを説明があったかと思うんですけど、予算説明書の中の15ページですか、外国人、「特に韓国からの誘客や」というふうなことがありますけど、そこらへんはどういうふうに取り組むのか計画があるのだろうと思います。ここに出ていますので、内容をお知らせしていただきたいと思います。

産業振興課長 お答えします。まずこの事業は緊急雇用の創出事業の臨時特例交付金ということで、雇用の確保というのがまず一番目に来ますので、そこで人件費が事業の半分以上を占めるということになっています。事業の特性上ですね。着地型ということで、どういうふうにしてアピールしていくのかということですが、昨年、一昨年から続けておりますスポーツ合宿の拡充を図るということで、今検討していますし、その中でフットサルとか、今ホッケーとかが合宿をしたわけですが、それも充実をさせて、国体後も来ていただくということで考えていますし、それに代わるフットサル、あそこのグランドといいますか、他にもフットサル等使いますので、そういったこと。それからグランドゴルフとか、着地と言いますか、川棚町に来ていただいて宿泊というのを一緒にしていただいて、川棚町にお金を落とさせていただく、交流人口を増やしていくということで考えております。

韓国人の誘致の件なんですけど、これについては今特にチェジュ島で流行っているオルレ、町歩きというのを、今武雄とか鹿児島あたり、天草ですかね、

あっている事例があります。武雄にはですね、結構韓国からそういったところで歩きに來られているというようなことがありますので、そういった中で本町も嬉野と一緒に合わせて、ルートを検討したりして九州オルレということで、そういった申請と申しますか、そういったルートの申請等を計画をしております。まず認定を目指してですね、認定されると韓国のお客様が見込まれますので、そういった取り組みも行っていくということになっています。以上です。

1 2 番田口 もう一回、今の着地型129ページ、着地型利用プランについて聞きますが、説明によりますと、この委託費を観光協会に支出することによって観光協会でおそらく人件費に充ててですね、いろんな先程の説明のいろんなイベントをしていかれるということであろうと思いますが、そうしますと、今回作った観光施設事業を特会の方に計上するのが良くないのかなと思ったりするんですけど、それはいかがなんでしょうか。おそらく緊急雇用創出の補助金の受け入れという問題もあるんだろうと思いますが、そういった特会で特別会計でその補助金を受け入れるということも考えられるのでですね、なぜこれが一般会計に計上されているのかということをお聞きしたいと思えます。

産業振興課長 この事業は先程申しましたように、緊急雇用対策で雇用の創出が一番メインにくる事業です。今までこの事業でいろいろ緊急雇用の他の事業もやっておりますけど、全て他の所管するようなどころではなく、全部労働費で上げていますんで、今回もそのまま労働費の方で計上したということです。以上です。

2 番竹村 139ページ。商工業振興費のところだろうと思うんですけど、負担金補助及び交付金、ここに商工会への補助が入っておるんでしょうかね。そしてその中に、今栄町商店街で取り組んでおられる百円翔店街、あれに対する補助が入っているかどうかをお尋ねします。

産業振興課長 商工業振興費の中にですね、負担金補助及び交付金720万円、この中にですね、700万円は商工会の運営、その中にそういった事業についての補助も入っております。

2 番竹村 にぎわっているのは大変結構なことだというふうに思うんですけど、これは山形県の新庄市の取り組みをならってということだろうという

ふうに思うんですけれども、この新庄市の商店街の取り組みを見てみますと、活性化できる町とそうでない町の違いは住民の意識改革に他ならないということで、一時しのぎのにぎわいであっては決していけないと、そういう中で、やはりいろんな知恵を出し合って取り組んでおられるようなんですけれども、その結果として効果があっておるということで他の商店街もなっているんだろうと思いますけども、そこの部分については、現在まで官公庁の各種補助については一切頼らずに運営しているということ、このことがやはり各個店のそういう工夫を出そうと、やはり意識改革につながる大きな要因にもなっているのかなというふうに思うんですけれども、川棚町においては、これは今後補助についてはどのような考え方を持っているのかということをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 補助についてはですね、先程おっしゃったように、百円翔店街の中でもですね、自分達で補助を得ないでということでは言われていたけれども、一応、当初、例えば一番最初にかかるイニシャルコスト的なものですね、そういった個店でそれぞれ行うような助成ではなくて、例えばポスターとかそういったやつを商工会が助成するところに自分達が補助をするということで、全体を含めてそういったかたちにはしているわけですが、補助については、基本的には先程おっしゃったように直接的な経費といいますか、イベントを開催するための直接的な経費と言いますか、そういったところにずっと支援するというのは、うちの方も基本的にどうなのかなと考えております。ですから、最初の支援するということでは言うておりますので、最初のイニシャルコスト的な全体に渡るようなコストがかかる場合についてのみ考えております。

2 番 竹 村 ちなみに今年度はいくらを予定してあるのかお尋ねします。

産業振興課長 栄町商店街の魅力アップということで20万円予定しているんですが、これはその分だけではなくて、他の部分も入っておりますので、一概にそれだけという、金額がいくらということはちょっとまだ今のところは分かりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

次に移ります。

議 長 次に、9款消防費、150ページから182ページまでの質疑を行います。

13番森田 教育委員会の方にお尋ねですけれども、小学校費の中でですね。ページ数は155、6、7、になると思います。新規格の教科書に対応した大きさがありますが、これはA4版のことを言うんですか。よく分からんですよね。それとね、新規格の教科書に対応した大きさへ机、椅子を改造するわけですね。そこらへんがちょっと分かりませんのでご説明いただきたいと思います。新規格というのはA4版のことをいうのかどうか、それから4、5、6年生だったら何なのかなと、新規格なら1年生から全部入るんじゃないかと思ったりするんですが、その二つをお願いします。どういう改造をなさるのか、新規格というのは何なのかと二つをお願いします。

教 育 長 新規格とはA4版でございます。それからもう一つ、小学校1年から6年までありますけれども、中学校がですね、今年度1年から3年まで全部替えました。小学校については予算的な都合もございまして、今年度4から6年、次年度残りの1から3というふうに考えているところでございます。

13番森田 教育長の説明で分かりました。1、2年、3年生を除外したということは、4、5、6を先にやるという意味でよろしんですね。いずれ教科書をA4ならば1年も6年もA4になるはずなんですが、そこらへんの対応は2年に分けて間に合うんですか。

教 育 長 これは間に合うんですかと言われると、ちょっと間に合わない面はございます。したがって、3年間でやるということで、来年度が4、5、6年やりますね。その次の年が1、2、3年がちょっと待っていただくというかたちにはなります。以上です。

13番森田 よく分かったんですが、机、椅子を改造するというのは、机を広げたり高さをとということなんですか。その質問もしておりますから。

教 育 長 改造するのではなくて、新しい型のものに、いわゆるA版対応型の机に買い換えるということでございます。以上です。

14番久保田 150、151の消防費でお尋ねします。ここの非常備消防費で3,300万円上がっておりますが、290名に対しての定数に対して、今どのぐらい今達成しているのか、それと3目の施設改良費の中で250万円

程大きく減額しているのはなぜでしょうか。そこをお尋ねします。

総務課長 まず消防の定数から今分団員がどれぐらいかというご質問でございますけれども、定数をご質問のとおり290で、ちょっとちゃんとした資料を持ってきていないんですが、270名ぐらいだったと考えております。それから施設改良費の中でですね、減になったものということでございます。これ消防の防火水槽の設置補助、これがですね下がっております。120万円ほど下がっております。その分が大きなものでございます。以上です。

3番福田 161ページ。地区公民館建設費で上百津地区公民館として1千万円が上がっております。上百津地区は、伝統芸能として浮立をお持ちなんですけれども、そこらへんの保存等と活動とかを考えると、ある程度上乗せも考えられるんじゃないかと思うんですけど、一律に公民館だけとしては1千万円でいいんだろうと思うんですけど、そういうことは考えられなかったのかお聞きします。

教育次長 答えします。ここに上げている分につきましては、上百津地区の公民館建設費として、基準がありますので2分の1の上限額1千万円を計上しているところです。その他の経費は含まれておりません。

3番福田 含まれていないということですけど、そういうことに対する上乘せとかというのは、教育委員会では考えられないのでしょうか。

教育次長 今回のこの予算はですね、地区公民館の建設費ということで、地元からの申請が上がったことに対しての補助ということで、ここに上げている分でございます。

9番小谷 ページ160、161の公会堂費ですけども、公会堂のトイレを洋式化ということで出ていますが、最近大型店舗などでは乳幼児用のおむつ交換スペースとかですね、授乳室とかそういうものが併設されているところが多いんですけども、そういう検討はなされていないのでしょうか。

教育次長 お答え致します。まず高齢者の利用が多いということですね、和式よりも洋式の方を増やしてくれという要望がございましたので、まずは洋式化というのを考えておまして、今おっしゃったような乳幼児関係のおむつ交換のトイレとか、そこまでは今のところ検討しておりません。

議長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 長 次に、第2表、第3表について質疑を行います。6ページと7ページになりますね。

「なし」の声あり

議 長 質疑もないようでありますので、これで「平成25年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

少し早いですが、ここで休憩を致します。

(…休憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。183ページから245ページまでです。歳入歳出同時に行います。

15番山口 219ページでございます。2項3目収納特別対策事業費、昨年8万4千円の予算でございました。本年度はこれが102万円と、10倍以上の予算措置になっているんですが、これはどういうふうな事業を新たに興されようとしているのか、それとも10倍以上の予算というのは、伸びからいけば非常に大きな伸びなんですね。どういうふうな内容なのかお答えをお願いしたい。

健康推進課長 それではお答え致します。収納対策特別事業の分につきましては、節の分で13節委託料の方に78万8千円と上げております。この分は国保税システムの改修が必要になったために、この分が一つ大きく出てきたというのがございます。それと、コンビニ収納につきまして、前年度、いわゆる24年度は一般会計で一括ということで致しておりましたが、補助対象になるということでございますので、24年度につきましても補正で国保会計に持ってきたという経緯がございます。今年度当初から役務費にかかるコンビニ収納の手数料として掲げたということでの増額ということでございます。以上です。

1 4 番久保田 190、191。国民健康保険税のところですね、一般被保険者国民健康保険税なんですけれども、医療給付金の現年度課税分に対する収納率というのがあります。93.4、それから介護分で91とかですね、それから後期で93.2とかあるんですけれども、ここを高く見積もったら見込み額というのが厳しくなるんですけれども、この収納率を高くしなければならぬ国からのペナルティがあるのかどうかですね。それと、193ページですね、後期高齢者支援分の後期高齢者滞納繰越分に対する収納率が、全ての項目がわずかですけれども下がり下降気味なのに、ここは1ポイント収納率を上げてあるんですね。2、3年前からしてもこれ1ポイント上げてあるんです。この上げた根拠、そこのところをお尋ねします。

健康推進課長 191ページの医療給付費関係の分、相当分で93.4%、これは前年度と同率でございます。普通調整交付金の減額対象というのは、93%未満になったときには、いわゆる減額の対象になるとされておりますので、ぎりぎりぐらいなのかなと思っております。なお、最低ラインと考えておりますので、当然、これより収納率は向上させていくべきと考えてはおります。

それと次の193ページの6節の関係だと思いますが、後期高齢者支援金分の滞納繰越分、ここは前年度は言われるように15%で計上致していましたが、いわゆる現年度、前年度分で24年度分につきましても予算よりも多く入ってきているという実績がございますので、その分に合わせて16%ということ、いわゆる逆算的な数字になりますので、この分で計上してきたという経緯でございます。以上でございます。

1 4 番久保田 関連しまして、では93%未満になったら、何%のペナルティがかけられますか。

健康推進課長 93%を下回って、5%毎、または10%毎ですね率が変わってくるということですが、今ちょっと資料を手元に持っておりませんので、若干ずつずっと減額されていくという状況でございます。以上です。

1 5 番山口 237ページですけれども、予算項目と数字は直接関わりはないんですが、特定健康診査等事業費ですね、この中で来年度分と言えはいいんですか、その分から特定健康診断の申し込みというんですか、これは郵送

になってきております。郵送にされた理由とですね、逆に昨年度までは地区で配布されて地区で集めていたと、逆に言えば地区で配布され、地区で集めに来られるから忘れずに出されていた方も多かったんじゃないかと、逆に郵送になればですね、うっかりして出さない方が増える可能性があるんじゃないかと、もしそういう方がですね増えた場合には、何らかの対処法とか、そういうのは考えておられるかですね、この点をお尋ねしたいと思います。

健康推進課長 特定健康診査に関する分でございますが、今地区の方にお配りしている分は、24年度分で、前年度当初に地区にお願いするのではなく、戸別に郵送してとりまとめをしますよということで説明をしておったかなと思います。これはですね、いわゆる総代さん、皆さん方のお手数をかけないよというところが一つでございます。それと、今まで地区にお願いしておった分につきましては、お名前を全然明記をせずに当然お送りしなければならなかったということになりますが、今年度、いわゆる今お送りしている分につきましては、対象者に直接お送りできるということで、そのようにした分でございます。これは新しく電算システムが構築しまして、その分で戸別に出せるように事業的になりましたので、その分をお願いをしておる状況でございます。なお、今まだ回収はしておる状況でございますので、回収率がどのぐらいというのが、今まだ分かっておりませんが、あくまでも申し込みをされた以外の方が受診できないかと言え、そうではありませんので、随時受付はできると考えておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

1 5 番 山 口 今の件なんです、確か13日ぐらいが返事の締め切りだったと記憶しておりますが、私もまだ書いておりません。結局、郵送ですから、逆にですね何日までに集めに来られるから出さなければいけないという意識がずれてくるわけですね。そうしたら今言われたように13日までに出して下さいと、確か私の記憶ではそういうふうに覚えていますが、随時ということであれば、その日付というのは書く必要はないんじゃないかと、逆に言えば13日締め切りということであればですね、それは何らかのかたちで再度お願いするようなかたちをとらないとですね、以外と郵送によるアンケートその他含めてですね、そういったものの回収率は非常に一般的に悪うございます。ですからその回収を考えていなければ、ただでさえ申し訳ないんですが、特定健康健診の受診者というのは、そんなにはなかなか伸びていない

と、去年いろんなかたちをとられて30%ちょっと超したぐらいかなと、私は記憶しておりますが、やはり受診率をアップするためにもですね郵送に切り替える、切り替えるというのは説明はあったわけですが、それに対してどういうふうなかたちでですね、回収をまずしなければ受診率はアップしないわけですから、そういった方策も当然、新しく替える場合には検討すべきだと思いますが、その点はどういうふうなお考えでしょうか。

健康推進課長 まず今度アンケートを出した分につきましては、特定健診だけではなくて、がん検診の方も一緒に致しております。その中で、国民健康保険に該当される方の世帯のみ特定健診の受診関係の申し込みを入れているという状況でございます。先程、随時と言いましたが、当然日付は規定は致しております。ただ遅れたからといって、受診できませんよというやり方はできないと思いますので、随時受付は致しますが、広報等ですね、まだ出されていませんか、忘れていませんかということでですね通知等、広報等はしていかなければならないかなとは考えておりますが、別に地区に回覧をしてという考えまでは、まだ今のところ持っておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に、「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。247ページから271ページまでです。

4 番 堀 田 265ページですね、事務費、委託料が去年と比べて倍近く上がっているわけですね、その原因というのは何かありますか。

健康推進課長 お答え致します。委託料の増額が160万円程上がっているかと思いますが、昨年24年度までは、集団健診いわゆる特定健診、特定健診とは言いませんが、健康診査の分が集団健診だけで実施を致しておりました。長崎県内だけでですね、川棚町、小値賀町、佐々町だけが、個別健診をしていないという状況でありましたので、25年度以降については、医療機関での受診ができる個別健診を導入するということでの増額でございます。以上でございます。

議 長 他にございませんか。よろしいですね。

これで「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。273ページから320ページまでです。歳入歳出同時に行います。

14番久保田 277ページの歳入の部分の保険料ですけれども、前年度と比べて2,100万円近くが上がっているという、このことはグループホームさんの1ユニット増えた分、そういうことも関係するのでしょうかというのがまず一つ。

それから310、311ページの方を見てもらって、介護予防事業費と包括的支援事業費、任意事業費ですね、この1、2それから任意も1、2なんですけれども、これは別表で配られたこの広い説明書の方からいって右下の分で0.8を4%、1.53%という給付見込額に対しての計算でなっておりますが、それがこの1目と2目にあたるのか、であれば数字的に少し違ってくるのでどうなっているのかというのをお尋ねします。

そしてもう一つは、町の方針としても制度上の限度は上限は3%なのに対してですね、その高齢者とか介護を受ける人達が増えているというならば、それを充実すべきであろうと思うんですね。それならば、この2.38%というのは、23、24、25では0.01ポイントずつが上昇しているんですけれども、22%にさかのぼればですね、かなりの額、かなりのポイントが下がっているんですね。介護者が増えているというならば、ここを充実させるならば上げるべきではないかというのが一つお尋ねします。

健康推進課長 281ページの介護保険料の増額の方でございますが、この分につきましては、経費がかかるから保険料を上げるという状況ではありません。いわゆる高齢者の方々が随時増えておりますので、いわゆる自然増のみであります。第5期で計画を致しました保険料につきましては、3年間継続をしてまいりますので、今年度特に上げるということはないということをご理解いただきたいと思います。

次に310、311ページに係る地域支援事業費の関係かなと思いますが、この分につきましては、当初の説明の中に要支援になられる前の方々がです

ね、要介護とか要支援にならないようにどうしたら元気な高齢者になるかということ計画致しまして、元気アップ教室ということで、社会福祉協議会の施設をお借りしてミニデイサービスを、いわゆる行政で実施しようということを25年度想定を致しております。その部分で事業的に上がっては来ておりますが、久保田議員がおっしゃる資料の中の、町の地域支援事業枠の限度というところの率的に言われているのかなと思いますが、当初の説明の折にも町の方針というか、予算を残した時の数字を合わせたらこのようになりましたというところだけでございます。不足する場合には補正予算等もお願いするようになるかと思いますが、今現在の事業としては、こういう事業をやりますということで、この数字程度、介護予防については、いわゆる制限の上限としては2%ありますが、0.84%しか、予算が今のところありませんというところでございます。ここの分につきましては、当然、変動はあるということをご理解いただければと思います。以上でございます。

1 4 番久保田 それでは311ページの保健福祉事業費、これは配食サービスが含まれていると思うんですけども、今どれぐらいの方達が配食サービスを利用なさっているんでしょうか。それで十分足りるんでしょうかお尋ねします。

健康推進課長 配食サービス全体でいきますと、全部で77名の方が、毎日と言うよりも、一週間によっては必要とされる日にち、毎食なのか、昼または夜なのかというのがありますが、全部で77名の方が配食サービスを受けておられるという状況でございます。一応、配食サービスにつきましては、保健福祉事業費の中では、配食サービスの分は58名でございます。他の分の配食サービスの分が2事業、それから2事業の中の2目の包括的支援事業、任意事業費の中に栄養改善見守り事業というのがありますので、そこも合わせて行っております。今現在としたり、予算的には二つ合わせると100名を超える部分を予算的には持っておりますが、全体としては今現在で77名ということでございます。以上です。

1 1 番小田 310、311ページの項目のですね、先程ちょっとご説明がありました新規事業のミニデイサービスとですね、その対象者と、どのぐらいの頻度で行うように計画をされておられるのかということと、各地区でいきいきサロンというのをやっておりますけれども、それとの兼ね合いをちょ

っとお尋ね致します。

健康推進課長 ミニデイサービス事業、いわゆる二次予防事業ということでございますが、いきがいセンターを利用して6月から毎月、いわゆる週1回、4回の分で10ヶ月になりますので、40回予定をしたいと考えております。まず、閉じこもりがちの高齢者を20名程度と当初見込んで事業をしたいと考えております。ここは、朝10時から昼過ぎの3時までということでの、地区にお願いしている部分については半日だけでございますが、1日分をということで、食事もちろん個人負担はありますが、食事もとっていただいでということで事業を考えております。講師としては在宅の管理栄養士、または在宅の歯科衛生士等にも入っていただいで、なお健康運動実践指導士等も入っていただいでの事業を考えているところでございます。なお、当然いきがいセンターということになると、交通の便がと考えておりますので、タクシーの委託、それから社会福祉協議会の送迎用のバスもありますので、この分が運行していない時には、こちらの方で活用させていただくということの委託料も計上しているところでございます。以上でございます。

もう一件地元でされているとの兼ね合いということですが、地元でされる場合については近隣でされるということでもありますので、その方々は一つは対象にしていらないということで考えます。地元でできる方々についてはですね、当然地元の方でお願いをしたい。そうしないと、予定は20名ですので、20地区近くのところは日々されている分があると思いますので、その分までは、こちらに取り込むというのは大変かなという感じは致しております。以上です。

1 1 番小田 20名というふうなことで言われましたけれども、これ募集方法、例えば公募をして20名の数が倍とか何とかになった場合にはどうされるのかなということをお尋ね致します。

健康推進課長 広報等につきましては、町の広報誌等で周知をするということと、あと民生児童委員協議会の方にもお願いをして、対象者を把握をしていただいでいる分があるかと思っておりますので、その分についてもお願いをしたい。当然、地区の老人会の方々にも対象者が把握されているようであればお願いをしたいと思っております。対象者としては、先程も言いましたように閉じこもりがちの高齢者を基本と致しておりますので、本人さんが申し込み

されるというのはどうなのかなと考えておりますので、周りから誘い合わせて対象者として把握をさせていただければと考えております。以上でございます。

1 4 番久保田 今の関連してですね、閉じこもりがちの人がここに出てきてサービスを受けるということなんですけど、いきがいセンターでデイサービスを受けていらっしやって、そして勝手にそこを抜け出して帰ってみえる方もいらっしやるんです。そして、事業所の方が探しに来られたりすることもございます。そういうのの支援としてですね、良いかどうか悪いですけども、GPSのようなものをどうにか活用して利用者さんの安全とか、職員の方達の不安というのを取り除くということを考えることはありませんでしょうか。

健康推進課長 今回、新規事業として行いますミニデイサービス事業については、そのようなGPS等までという考え方は持っておりません。各事業所の方がどう対応されるかというところはあろうかと思いますが、町での事業については今のところ考えておりません。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

これで「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。321ページから338ページまでです。歳入歳出同時に行います。

1 3 番森田 先日の条例制定の時でもお尋ねしたんですが、ここで改めてご質問申し上げます。

収入について、雑入1千万円、これはですね一般会計の時でも同じで1千万円入ってくると予定していると思います。そのとおりだと思いますが、一般会計で受け入れた1千万円と性質が違えるのかどうか、あれば説明していただきたいし、それからですね、最後の338ページ、これは公債費のですね償還計画が載っておるんです。実はですね、特にしおさいの湯についてはですね、平成17年度から事業を始めたんですよ、今日までずっと順調に続けておられると思うんですが、公債費はですね国民宿舎の分としおさいの分

と両方償還しておるんですね。まだ今後ずっと続くんです。お尋ねしたいのはですね、この特別会計に移行した後でも、調定納付金、公債の償還計画イコールとなるんですが、そういうのに変更はないのかどうか。というのはですね、施設もだんだん老朽化していくわけですね、そこで収入と支出のバランスのことで償還計画ずっと続いておるんです。予定通りいかれるのかどうか、計画だからあくまでも現在の予定をお聞きすればいいわけなんですけど、その点をお願いします。

産業振興課長 まず一点目の雑入収入の件ですけど、これは一般会計の時に上げていた基本的な考え方と一緒に。しおさいの湯、くじゃく荘から出る利益といいますか、収益分ですね、それをここで調定納付金として受け入れるということです。以上です。

それから国民宿舎、しおさいの湯の起債の償還の件ですが、今借りている金額で年次的に計画が返済の金額がありますので、その金額については年次的に決められた金額を償還していくということになります。国民宿舎については、たぶん29年までの償還だったと思いますが、しおさいの湯はちょっと確認しておりませんが、そういったかたちで年々決められた金額を予算内で償還していくということです。以上です。

5 番 三 岳 今の森田議員のですね、ちょっと質問に関連する部分がありますが、観光事業収入、これについてですね性質としてはどうなのかと、これまでですね、ここ数年来1千万円、過去には調定納付金ということで7千万円とかそういう時代もあったというふうに聞いております。近年はこの1千万円だけと、先程の課長の説明でいきますとね、これは1千万円以上の収入、要するに利益ですか、収益がないと納められない部分ではないかと思うんですよね。例えば2千万円あった時には、収益の中でですよ残りの1千万円というのは、いわゆる内部留保をされてきたのかですね、そこは観光協会の決算書を見ないと分からないんですが、これがずっと1千万円しか利益が上がっていないというかたちでのそういう性質なのかですね、それとも定額でずっと来ているんでしょうから、いくら収益が上がろうと上がるまいと1千万円ですっていくんだよと、そういった性質のものかですね、私は過去の調定納付金の趣旨を考えればですね、これは利益相当分は町にやはり戻し入れをするべきじゃないかという気がするわけですね。ですからこの今回の1千万

円というのは、昨年の決算なり今年の決算見込みを見越して1千万円程、町に観光事業収入として支出をできるという判断で1千万円となったのかですね、その根拠をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 この収入については、先程言いましたように、国民宿舎、しおさいの湯の収益が上がった分について、調定納付金として全て町の方に調定納付金を上げるということです。ここで1千万円ということで予算を計上しておりますが、事業の決算で2千万円、3千万円というような利益が出た場合は、その金額を全て町が調定納付金としていただくというような協定、指定管理の中の協定書の中ではそういうふうに謳ってあります。ですから今回、この1千万円というのを計上したのはですね、今の決算見込みと指定管理者との聞き取りの中から1千万円ということで決定をしております。以上です。

5 番 三 岳 ということは、決算のいわゆる収益を見込んでの1千万円という捉え方をしているわけですね。ということであればですね、過去にはですよ例えば1千万円を下回った収益しか上がっていない時もあったというふうに思うんですよね。しかし決算上は1千万円予算を上げていても、決算上は1千何百万ということが過去にはあったというふうに思いますが、例えば協会内の決算上ですね、内部留保的な部分があるのかどうかですね、そこは町当局としてはチェックをされているわけですか。

産業振興課長 今の観光協会の決算の中では、内部留保というのがありません。ですから、4月の決算、3月末の決算で決算するわけですけど、その分はすべて町が受け入れるというかたちになっていますので、ただ内部留保はないということで、今度新しくそういった会計、一般社団法人になったわけですよ、本来は当然、儲けが出た場合には利益が確定しますので、税金を払わないといけないということになります。今の中ではですね、全て利益が出た分は町に調定納付金として支払うということになりますので、税金の対象からも外れるというか、定額分以外は外れるということになります。ただ内部留保がないということで、経営的にですね、難しいということは考えられません。

3 番 福 田 一般会計にですよ、基金の積立があるんですけど、これはこの観光施設特別会計の方で管理されていくようになる方がいいんじゃないかと

思うんですけど、そこらへんはどんなお考えなんですか。

産業振興課長 今度の特別会計の条例の中に、一般会計に基金は入れるということでありまして。基金条例の中で一般会計で入れるということになっておりますので、この会計ではなくて一般会計の中でということになります。以上です。

3 番 福 田 条例がなっているからじゃなくて、条例を変えてでも観光施設特別会計の方で積み立てるとかですよ、管理していくのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

企画財政課長 基金の運用の中でですね、これまで下水道基金についても一般会計に繰り入れ、繰出金というかたちで処理をしております、観光事業施設関係の基金についても、そのような取り扱いをしているのが現状でございます。今後、今おっしゃられた点については、再度、調査研究をしてみたいと思いますが、今のところそのような一般会計を通じての対応というかたちで考えておるところでございます。以上です。

議 長 ここで2時46分に近づきましたので、黙祷が終わるまで休憩します。

(…休 憩…)

(黙 祷)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

これで「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。339ページから372ページまでです。歳入歳出同時に行います。

6 番 毛 利 一点お尋ねします。歳出の方の361ページ、処理場管理費な

んですが、委託料で4,600万円、昨年から50万円ほど増えているかと思いますが、この発注というのは依然と変わらず見積もりかなんかの提出で行われているのでしょうか。

水道課長 お答え致します。発注の形態と致しましては、見積もり入札による従来どおりの発注形態を考えております。

6番毛利 では、金額もそこそこ4千万円、5千万円という金額ですから、できれば見積もり入札と言いますと3社か4社かなと思うんですが、入札会というかたちで例えばもうちょっと企業を増やしたかたちで入札というのは考えられないのでしょうか。

水道課長 現在、入札に参加していただいているのは5社を考えておりますので、ご理解いただければと思います。

12番田口 343ページと344ページ。すなわち歳入と歳出についてですけれども、公共事業特会のうちの大きな部分が一般会計からの繰入金3億2,200万円ということになっておるわけですが、一般会計からの繰り入れはどのような考え方によるものかという、そして将来的にどういうふうになっていくのかというふうなことをお聞きしたいと思います。支出の方で言えば、建設費は2億6千万円ですから、一般会計の繰入金よりは多いですね。公債費が3億790万円となっていますね。だから一般会計では、どこを負担するのか、建設費というのはいつまで続くのかどうか、将来その一応、建設が完了して終わった場合にはどうなっていくのか。公債費の償還まで一般会計でみるという考えなのかという、そこらへんの一般会計の繰り入れについての考え方をお聞きしたいと思います。

水道課長 それでは私の方からお答えを致します。

一般会計の繰り入れについてですが、現在公共下水道の事業を全体的に考えていきますと、建設費につきましては国庫補助の対象事業ということになります。それと受益者負担金が建設費の約5%程度の受益者負担金となります。先程言いました国庫補助は事業費のだいたい2分の1、50%が補助であります。その補助の残りの部分についての起債の借り入れということになりますが、受益者負担金は差し引いた金額の95%ということになりますので、残りの約90%が起債の借り入れの対象というような財源の内訳ということになります。当然、建設時点におきましては、財源と致しましては持ち

合わせがありませんので、一般会計からの繰り入れということになるということでご理解をいただければと思います。

将来について、というお尋ねもございました。当然、建設につきましては、現在、惣津地区までを認可を取得するような考えを持って進めておりますが、一応、今認可で考えている時期は当初の時期よりも少し前倒しになりまして、平成29年度には完了できる見込みではないかと思っておりますが、東部地区あるいは新谷地区についても全体計画に位置づけておりますので、財政状況を見ながらという判断を致しますが、そこを考慮致しますと建設の年度というのは更に延びる計画というふうにご理解をいただければと思います。最終的な将来についてですが、下水道使用料をもって建設が終わった後の維持管理については、使用料をもって賄うという予定を致しておりますので、公債費の償還についての繰り入れは考えてはいかざるを得ないと思っておりますが、基本的な維持管理につきましては使用料で賄うという考え方をしているところであります。

1 3 番 森 田 特にですね、下水道に関係する問題じゃありませんが、いずれの会計にしてもですね、いわゆる滞納、滞納が目立つんですよね。今回、この建設費の滞納と使用料の滞納が両方だぶっておるわけですけども、これは下水道に限るわけじゃありません。しかし、例えば下水道使用を止めるということになると水道料との関係がありますよね。そこらへんがどういうふうになっていくのか、先程から申しますように、どこの納税でもですねだんだん大きくなっていきよるんですよね。やはり下水道建設は強制じゃありませんが、本人が仕方なしというよりも本人の意志で建設したわけでしょ。そしてまた下水道使用料に跳ね返ってきているかどうかは分かりませんが、そこらへんの見通しなのか、処理なのかはちょっとお尋ねしたいと思えます。

水 道 課 長 お答えをさせていただきます。今のは受益者負担金の滞納、それから下水道使用料に対する滞納の取り組み状況というふうな質問の内容だというふうに思います。

この滞納につきましては、まず督促は必ず出しております。それと下水道につきましては、他の税等と歩調を合わせながら滞納の取り組みはしているところでもございます。特に、使用料につきましては、町の上水の使用料と合わせて行っているところでもありますので、同じ課になった効果として、

その分の滞納の収納率のアップに若干つながっている部分はございます。そういうところで滞納については、今後も鋭意努力を致しまして、収納率のアップに努めていきたいというふうに考えているところであります。

3 番 福 田 ページ数が363ページになりますね。都市下水道管理費ということで、旭ヶ丘の池の浚渫を計画されております。あそこは住宅地の中にあつて、また防火用の水利としても使われているわけですけど、あそこは良く水草が繁殖しやすいんですよ。あれをせつかく浚渫されるのであれば、後そういうのが繁殖しないような手立てを考えておられるのか。なるべくそういう浚渫の回数とか減らしていくべきだと思いますので、お聞きします。

水 道 課 長 旭ヶ丘溜池の浚渫工事の内容についてのご質問だと思います。まず、旭ヶ丘溜池の工事の内容につきましては、当然仮締め切りを致しまして、溜池の水位を下げなくてははいけません。ただ、あそこには地元で鯉とかを飼っていらっしゃるようですので、そういったものについては仮締め切りのところに一旦引っ越しをしていただくような考えを致しております。基本的には堆積した土砂を機械で浚渫をしていくということになりますので、水草の根についても、その時には完全に取り除くことは可能だというふうに考えていますが、ただ上流から流れてきたものにつきましては、それを止める手立てというのは今のこの工事の中では検討してはおりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

これで「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。373ページから395ページまでです。歳入歳出同時に行います。

「な し」の声あり

議 長 これで「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成25年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。別冊で歳入歳出同時に行います。

5 番 三 岳 予算書の20ページでございます。上水費のですね、委託料、浄水場管理委託ということで、去年は第7次の分がありましてですね、私聞くのを忘れていたんですが、先程毛利議員から下水道の委託については見積もり合わせということだったと思いますが、この浄水場に関しますと、長年随契で来ておられるということだそうです。これについては理由とですね、少なくとも見積もり合わせ、入札なりをすべきじゃないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

水 道 課 長 20ページの上水費の浄水場管理委託の執行についてのご質問だと思います。ここにつきましては、職員で直営で行っていた管理を民間に委託をするということからの発生の方でございますが、当時には適当な民間の企業を鋭意模索をされていたようでありますが、なかなかそういう企業を見出しきらなかったということがあったようでございます。そこで、町内の地場の育成を考慮して、町内の水道事業を行う企業に対してご相談をされているようであります。現在、その企業も町内の水道を主とする企業の4社で出資会社を設立されまして、現在その会社に委託をしているところであります。当然、町の内部で実施に伴う設計書を組みまして、その設計書を基に見積もりを依頼を致しております。そういったこともありまして、今水道事業としては適正な見積もりの範囲内ということで委託についてはお願いをしているところでございます。

1 3 番 森 田 今の三岳議員の質問に関連するんですが、数年前にですね特定事業所が事業内容が良くないということで、水道料を免除しております。これは町長から報告があっておりましたが、その後どうなったのかは説明がないのか、話題にも乗らないのかということがあっておりましたが、町長が言われた特定事業所の水道料免除のことについてはどうなっておるのかということをお尋ねです。

水 道 課 長 森田議員のご質問の内容は、特定事業所と言われましたが、その特定事業所とはコバレントマテリアルの話でしょうか。

1 3 番 森 田 そうです。

水 道 課 長 それでは、特定事業所はコバレントマテリアル長崎ということ

で回答させていただきたいと思います。

コバレントマテリアル長崎につきましては、町の優良企業でございます。その企業の存続を含めて町の水道事業と致しましては、現在も免除をしているところでございます。

5 番 三 岳 ちょっと関連と言われましたので、そうかなと思いましたが、関連がなかったものですから、私が先にせんばやったなと思いながらですね。

先程、水道課長の答弁ではですね、積算をしても、そのいわゆる委託料がですよ適正かどうかという判断、もちろんこれは町長がされると思うんですが、その要は見積書等をですよ、出させるわけですよ。そして積算された価格というのですか、それとどうなのかということで予定価格的なものが決められて、その中で決定をされるというふうに思うんですが、やはり当然、そのぎりぎりと言いますか、いっぱいいっぱいくるのか、その75なのか80なのか分かりませんが、そこはですよ一社だけ、積算をされたと言いながら、特に人件費等は今下がってきていたと思うんですよ。ですから毎年同じ額での委託料というのは、私は基本的にはやはりおかしいと思いますので、下げるべきじゃないかなと思って、この質問をするわけですが、その委託料そのものは前年と同額なんですか。

水 道 課 長 委託料の基本的な考え方というふうな質問と思って回答させていただきます。

当然、設計をする段階で人件費については現在下がっておりますので、設計金額は昨年度よりも下がっております。当然、委託料についても減額で今回の予算の中には見込み計上しているところであります。

6 番 毛 利 先程の三岳議員の質問に関連しますが、その浄水場の管理の件なんです、確かに地元企業の育成という面で、そういったことをされるのは非常に喜ばしいことだと私は思うんですが、ただそのやはりある程度育成されると、そこにある程度の透明性と言いますか、競争性というのが当然必要なわけで、他の業種に限っても見積もり合わせや入札会というのが行われているわけですから、いずれはそういう制度に移行するべきじゃないかと思うんですが、そのへんはいかがでしょうか。

水 道 課 長 貴重なご意見を賜ったということで、今後検討していきたいと思っております。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

これで「平成25年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

議 _____ **長** 議案第25号「平成25年度川棚町一般会計予算」から、議案第32号「平成25年度川棚町水道事業会計予算」までは、審査を行っていたが、本定例会の最終日までに審査報告書の提出をお願いします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれにて散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。